

○郵送申請

保管場所の届出（軽自動車、保管場所の変更等）は、郵送で行うことができます。

届出に必要な書類を届出先の警察署へ郵送してください。

届出受理後に審査を実施し、審査終了後に届出完了となります。

※届出書類に不備等があれば届出先の警察署で必要な修正を行っていただく場合があります。